# いじめに関する対応のフロー図

香川県立高松西高等学校
いじめ防止対策委員会

## 実態の把握と対応方針の決定

いじめの疑いに関する情報

【対象となる行為】
・いじめと認められる行為
・いじめが疑われる行為
・いじめに発展する恐れのある行為

認　知

実態の把握

対応方針の決定

【留意点】
・関係生徒の事情聴取を複数の教職員で行い、迅速かつ正確に事実確認をする。
・いじめかどうかの判断は表面的・形式的に行わず、いじめられた生徒の立場に立って行う。
・いじめかどうかの判断や対応方針の決定は、いじめ防止対策委員会で組織的に行う。
・必要に応じて事実確認のためのアンケートを実施する。
・その日のうちに来校による面談や家庭訪問により保護者に対する説明を丁寧に行う。
・集められた個別の情報は、生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。

重大事態

いじめ

いじめでない → 指導

【留意点】
・新たないじめに発展しないように関係生徒を指導する。
・職員会議、学年団会等で報告し、全教職員で見守る。
・支援が必要な生徒へＳＣやＳＳＷなど教育相談による支援を行う。
・必要に応じて、学年、クラス、部活動等、集団指導を行う。

## いじめへの対応

いじめへの対応

いじめの解消に向けての組織的で迅速な取組

【留意点】
・被害生徒を徹底して守り通す。全教職員で見守るなど安全の確保と支援の体制をつくる。
・教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。状況に応じ懲戒を含む特別な指導を計画的に行うが、自らの行為に向き合い反省し、成長を促す目的で行う。
・関係生徒の保護者には事実関係を十分に説明し、理解と協力を得て対応を進める。
・教育的指導の効果が上がらず、犯罪行為や被害の恐れがある場合は、警察に相談する。
・個人情報の取り扱い、プライバシーには十分に留意する。取組はすべて記録して保存する。
・ネット上の不適切な書込等は直ちに削除し、法務局や警察と連携して対応する。

犯罪行為の疑い
被害の恐れ

相談　通報　連絡

警　察

教育委員会

生徒指導上の
指導処置が必要

生徒指導委員会

懲戒を含む指導処置

特別な支援が必要

生徒支援委員会

**いじめの解決・解消**

事後指導

報告（教育委員会・保護者・職員会議）

## 重大事態の対応

重大事態の発生

教育委員会に重大事態発生を報告

警察等の関係機関、専門家との連携

連携

教育委員会が
調査組織を設置

学校が調査組織を設置

資料の提出等
調査に協力

正常な学校運営
のための取組

事実確認のための調査

【留意点】
・教育委員会との十分な連携を図る。
・公平性・中立性の確保に努める。
・事実関係を網羅的に明確にする。

調査結果を
踏まえた措置

調査結果を踏まえた措置

調査結果を教育委員会に報告

被害生徒、保護者等に情報を提供

**重大事態の解決**